

令和9年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山梨支部 大学給付奨学生（予約型）募集要項

大学生対象の給付奨学金事業は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会という。」）が青少年の健全な育成に資するため、有為の大学生に対して奨学金を支給するものです。

令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山梨支部

2 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募（推薦）資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

① （都道府県名）内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し、全国の国公立大学（通信教育の学部・課程、短期大学は対象外）に進学を目指す生徒とします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む）、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とします。

② 家庭の事情により学費支弁困難（同一生計の合計所得金額400万円未満）と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒（1校1名まで）とします。

※ 全日制・定時制の課程や分校を含めて学校全体で1名までとします。

③ 在学期間における全体の学習成績の状況（評定平均値）が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部にあつては校長が同程度の学力があると認める生徒とします。なお、成績評定を「優・良・可・不可」で判定している高等学校等の場合には、特別支援学校と同様の対応とします。

※ 評定平均値の小数点第2位は四捨五入します。

3 募集人数

4名

4 給付金額

奨学生一人に対し月額3万円を給付します。

5 給付期間

在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とします。

（4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限）

6 交付時期

奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3ヶ月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。

（5月は4月～6月分を振込む）

7 募集期間

令和8年5月1日（金）～令和8年9月30日（水）まで（締切厳守、必着） 当日消印有効

8 申請方法

公益財団法人日本教育公務員弘済会HP山梨支部のページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ必要書類を添付し郵送にて提出する。

(<http://www.nikkyoko.or.jp/company/yamanashi/dl.html>)

9 スケジュール

令和8年11月初頃	第一次選考（書類選考）を行います。
令和8年11月中頃	第一選考結果を支部長から在籍する校長に通知します。
令和8年12月頃	第二次選考（面接選考）を行います。
令和8年12月下頃	第二次選考結果を支部長から在籍する校長に通知し、高等学校等にて校長から生徒本人に「採用内定通知書」を手交します。
令和9年5月頃	大学発行の「在学証明書」により在学確認後、「採用決定通知書」を送付し送金を開始します（「在学証明書」が期日までに提出されない場合は、辞退されたものとみなします）。

10 応募時の提出書類

【申請者】

- ① 大学給付奨学生（予約型）申請書等送付状（申請者用）
- ② 大学給付奨学生（予約型）申請書（大給奨学様式1）
- ③ 大学給付奨学生（予約型）申請書チェックシート（大給奨学様式1-2）
- ④ 申請者情報及び身元保証人確認書（大給奨学様式2）
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書（大給奨学様式3）
- ⑥ 就学者を除く世帯全員の所得証明書（直近年度のもの・コピーでも可）

【高等学校】

- ⑦ 大学給付奨学生（予約型）推薦書等送付状（高等学校用）
- ⑧ 大学給付奨学生（予約型）推薦書（大給奨学様式4）
- ⑨ 成績証明書（高等学校等の直近までの成績）

なお、直近までの成績証明書とは、高等学校等第3学年1学期までの成績を原則とします。（成績見込証明書 可）

※提出書類は返却いたしません。

<個人情報取扱いについて>

- ・申請書等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

11 書類提出先

400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目33-7

公益財団法人日本教育公務員弘済会山梨支部

T E L 055-222-3468

※提出書類は郵送で提出してください。

12 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること。
- ② 給付の必要性2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること。
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること。

(2) 選考の手順

<第一次選考>（支部選考委員会による書類選考）

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 成績の確認
- ④ 修学意欲の確認

①～④の総合判定により募集人数に若干名を加えた人数を第二次選考対象者として選考します。

<第二次選考>第二次選考対象者を対象に、支部選考委員会による面接選考（オンライン面接の場

合もあります)

- ① 本人及び申請書記載事項の確認
- ② 修学意欲の確認

①～②により採用内定者（補欠採用候補者含む）として選考します。

13 選考結果の通知（採用内定・補欠採用・不採用）

選考委員会に基づく支部長の推薦を受け、理事長が採用内定者（次点候補者含む）を内定します。選考結果について、採用内定者には支部長から校長に通知するとともに、高等学校等において校長から生徒本人に「採用内定通知書」を手交します。なお、次点候補者には「次点候補者通知書」を、不採用者には「選考結果通知書」を校長から手交します。

次点候補者が不採用の場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「大学給付奨学生の選考結果（最終）について（お知らせ）」をもって通知します。

14 取下届と辞退届

選考結果の通知より前に取下する場合には、校長が本人からの「取下届」に学校からの「取下届提出について」添えて速やかに支部に提出します。

採用内定者が内定を辞退する場合（大学に入学しない場合を含む）には、校長が本人からの「辞退届」に学校からの「辞退届提出について」を添えて速やかに（遅くとも3月末までに）支部に提出します。

「辞退届」の提出を受けて支部は次点候補者に連絡し、奨学金の給付を受けるかどうか及び大学への入学の有無を確認します。次点候補者が給付奨学金を受ける場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に「採用内定通知書」をもって通知します。

15 大学合格後（3月中）の提出書類

採用内定者は進学する大学が決定した場合、速やかに（遅くとも3月中に）「大学入学予定届（大給奨学様式33）」を高等学校等の校長に提出します。

高等学校等の校長は「大学入学予定届の提出について」を採用内定者から提出された「大学入学予定届」と共に速やかに（遅くとも3月中に）支部に提出します。

16 奨学生の採用決定

支部は大学入学後に採用内定者から提出された書類を確認し、理事長が採用を決定します。

採用結果については、支部長を通じて校長にその旨通知するとともに、本人に「採用決定通知書」をもって通知します。

17 奨学金の併用

当会の貸与奨学金及び他の企業・団体等の奨学金との併用も可とします。

18 その他

※採用・不採用の理由等については一切回答しません。

【問い合わせ・申請書類送付先】

（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3-33-7 教育会館 4 階

Tel : 055-222-3468 Fax : 055-288-8126

E-mail : yamanashi@nikkyoko.or.jp